

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|------------------------------|---------------------------------------|-----------|--------------------------------------|---------------|--|-------------|-------------|-------|----------|----|
| 平田SSRオーバーホール等作業外2件作業 | 小池 慎一郎 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 | 令和4年9月5日 | 東芝インフラシステムズ(株) 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34 | 2011101014084 | 本作業を適切かつ確実に履行できる者は、当該装置の製造業者であり、本作業を実施するために必要な知的財産権及び技術情報を有している当該業者のみであるため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。 | 10,907,380円 | 10,230,000円 | 93.7% | - | |
| 令和4年度小松空港外10空港滑走路摩擦係数測定計校正作業 | 小池 慎一郎 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 | 令和4年9月16日 | 全日空商事(株) 東京都港区東新橋1-5-2 | 3010401036985 | 本作業を適切かつ確実に履行できる者は、当該装置の製造業者であり、本作業を実施するために必要な知的財産権及び技術情報を有している当該業者のみであるため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。 | 2,754,721円 | 2,504,700円 | 90.9% | - | |
| 令和4年度中部空港事務所庁舎警備業務(臨時) | 恒光 友義 中部空港事務所 愛知県常滑市セントレア1-1 | 令和4年9月15日 | 東海警備保障(株) 名古屋市北区清水5丁目8番1号 | 8180001012829 | 令和4年度中部空港事務所庁舎警備業務の請負者である警備会社との契約解除に伴い、新たに一般競争契約による警備契約を締結するまでの間、予決令第102条の4第3号により当該業者と随意契約を締結したものである。 | 6,722,171円 | 6,653,460円 | 99.0% | - | |

【機密性2情報】

| | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|--|------------------|--|----------------------|--|-------------------|-------------------|---------------|----------|--|
| <p>令和4年度 鹿児島空港事務所 軽油の購入(発電装置)</p> | <p>森島 隆広 鹿児島空港事務所 鹿児島県霧島市溝辺町麓838</p> | <p>令和4年9月21日</p> | <p>南国殖産(株) 鹿児島県鹿児島市中央町18-1</p> | <p>7340001003201</p> | <p>台風14号による受電柱の受電ケーブルにおいて絶縁低下による停電が発生し、非常用発電装置(無線用・照明用)による電力供給を行っている状態である。非常用発電装置が停止すると、無線用・照明用の電力が停止するため早急の軽油の補給が必要であり、左記業者が速やかに対応できることから、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号により当該業者と随意契約を締結したものである。</p> | <p>1,771,800円</p> | <p>1,771,800円</p> | <p>100.0%</p> | <p>-</p> | |
| <p>熊本空港直流電源盤精密点検作業</p> | <p>山内 武則 熊本空港事務所 熊本県上益城郡益城町大字小谷</p> | <p>令和4年9月9日</p> | <p>東芝インフラシステムズ(株) 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34</p> | <p>2011101014084</p> | <p>一般競争入札を行ったところ、再度の入札をしても落札者が無かったことから、会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。</p> | <p>5,547,085円</p> | <p>5,500,000円</p> | <p>99.2%</p> | <p>-</p> | |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

(注) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。